

(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業における企画提案書作成要領

I 提案書の書式等

提案書については、以下の要領に沿って作成してください。

- 1 提案書の形式は、A4版、横書き・左綴じ・両面印刷とし、文字の大きさは10ポイント以上とします。ただし、図表内の文字についてはこの限りではない。
- 2 提案書のページ数は、表紙・目次ページを含めて50ページを上限とします。内容によっては一部A3版とすることも可能ですが、その場合は2ページ換算とし、Z折りの短編綴じとします。
なお、別添資料についてはページ数に含めません。
- 3 提案書の記述に当たっては、原則として日本語表記とし、参加者の説明がなくても理解できる内容となるように留意してください。ただし、専門用語はこの限りではありませんが、必要に応じ用語解説を記載してください。

II 提案書の内容

各章の記載内容については、以下の章立て・記載内容に沿って記述してください。なお、記載内容については例示であり、さらに細分化して提案しても構いません。

項番	項目	記載内容（例）
第1章	提案方針について	・提案のポイント及び提案コンセプト等について
第2章	提案事業スキームについて	・中継施設運用時、新施設運用時に分けて、提案する事業スキームを記載 ・想定する敷地の利用形態などについて、図面等を用いて記載 ・事業スキームの継続性について、具体的な数値等を用いて記載
第3章	地域貢献に対するビジョン	・地域循環共生圏の構築に向けた取り組みについて ・地元雇用、地元経済への貢献について ・周辺環境及び地球環境への貢献について ・災害廃棄物に対する対応について 等
第4章	その他独自提案事項	・その他独自の提案について
第5章	提案事業者について	・事業実施体制（SPCの構成）及び役割について
第6章	事業スケジュールについて	・提案内容について、想定される事業スケジュール

Ⅲ その他

その他、以下の事項に留意してください。

- 1 提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- 2 提出された提案書は返却しません。
- 3 提出された後の提案書の変更、差し替えおよび再提出は認めません。
- 4 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とします。
- 5 提案書の著作権は、提案者に帰属します。
- 6 提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととします。
- 7 提出された提案書は、審査を行う目的以外に無断で使用しません。